

IBA PROGRAMME



the global voice of
the legal profession®

Supported by

APN



ウクライナにおける司法と説明責任：補償メカニズムおよび侵略犯罪に関する特別法廷

2026年10月15日(木) 1230 – 1600 (日本標準時)

一橋大学 中会議場1～4
学術総合センター2階
〒101-8439
東京都千代田区一ツ橋2-1-2

ロシアによるウクライナ侵略に対する国際的な責任追及の各種メカニズムが、その設立段階から実施段階へと移行しています。本対面形式のセミナーでは、法曹界、国際機関、学界、政府および市民社会を代表する第一線の専門家を迎え、このトピックに関する最新の動向について議論します。

第1部では、損害登録簿 (Register of Damage)、請求委員会 (Claims Commission) および 補償基金 (Compensation Fund) を取り上げ、第2部では、ウクライナに対する侵略犯罪に関する特別法廷と、同法廷の侵略犯罪に対する責任の確保に果たす役割について議論します。

また、本セミナーでは、日本、アジア太平洋地域、そして国際社会が、これらの責任追及の実現に向けた取組を今後どのように支援し、国際法秩序の強化に貢献できるかについても考察します。

セミナーでは、日本語・英語の同時通訳を全プログラムを通じてご利用いただけます。

参加登録

本イベントは対面形式で開催します。参加者は会場へご来場ください。

参加費は無料ですが、事前登録が必要です。参加登録の締切は2026年10月13日です。

お申込みはこちら: www.ibanet.org/conference-details/CONF2940

プログラム

1200 – 1600 受付

1230 – 1240 開会挨拶

Tomoaki Ishigaki *Deputy Director-General, European Affairs Bureau and Ambassador, Special Representative for Central Asia, Caucasus and Guam, Ministry of Foreign Affairs of Japan, Tokyo*

Yurii Lutovinov *Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Ukraine to Japan, Tokyo*

Claudio Visco (recorded message) *Lipani Legal & Tax, Milan; President, IBA*

1240 – 1300 基調講演

Oleksandr Karasevych *State Secretary of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Kyiv*

1300 – 1415

ウクライナにおける国際犯罪の被害者への補償

モデレーター

Kimitoshi Yabuki *Co-Chair, Human Rights for the Future, Tokyo; Honorary Life Member of IBA Council and Association*

パネリスト

Justin Esiobu *Third Secretary, Department of International Law and Legal Counteraction to Aggression, Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Kyiv*

Markiyan Kliuchkovskiy *Executive Director, Register of Damage for Ukraine, The Hague*

Isomi Suzuki *Past President, LAWASIA, Tokyo*

1415 – 1545

ウクライナに対する侵略犯罪に関する特別法廷

モデレーター

Kate Orlovsky *Director, IBA ICC & ICL Programme, The Hague*

パネリスト

Mark Ellis *Executive Director, IBA, London*

Anton Korynevych *Director of the Department of International Law and Legal Counteraction to Aggression, Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Kyiv*

Dmytro Koval *Co-Executive Director, Truth Hounds, Kyiv*

Philipp Osten *Director, Center for International Criminal Justice and Professor at the Faculty of Law, Keio University, Tokyo*

Irene Suominen *Deputy, Accountability for Ukraine Unit, Directorate General Human Rights and Rule of Law, Council of Europe, Strasbourg*

1545 – 1555

法曹界からの視点

Kin-ichi Takahashi *Vice President, Japan Federation of Bar Associations, Tokyo*

Jason Wu *Vice President, Taiwan Bar Association, Taipei*

1555 – 1600 閉会挨拶

Rob Anderson *Deputy Head of Mission and Head of Public Diplomacy, Political and Cultural Affairs Section, Embassy of the Kingdom of the Netherlands, Tokyo*

登壇者略歴

Rob Anderson

Minister Plenipotentiary, Deputy Head of Mission and Head of Public Diplomacy, Political and Cultural Affairs Section, Embassy of the Kingdom of the Netherlands, Tokyo

Rob Anderson氏は、駐日オランダ王国大使館のDeputy Head of Missionを務めています。また、同大使館のPolitical, Cultural and Public Diplomacy Departmentを率いています。

2003年にMinistry of Foreign Affairs of the Netherlandsに入省後、ハーグのほか、ワシントンDC、アブダビ、北京において、複数の役職を歴任しました。駐日大使館に着任する前は、ハーグのEuropean Integration Departmentのmanagement teamの一員を務めていました。

Rob Anderson氏は、ロッテルダムのErasmus UniversityにてBusiness EconomicsのMAを取得しています。

Mark Ellis

Executive Director, IBA, London

Ellis氏は、国際法曹協会（IBA）のExecutive Directorを務め、世界を代表する弁護士会、法律事務所および個人弁護士からなる国際組織を率いています。また、ロンドン大学キングス・カレッジのフェローでもあります。Ellis氏は、リチャード・J・ゴールドストーン判事が委員長を務めたコソボ委員会の法律顧問を務めたほか、欧州安全保障協力機構（OSCE）より、セルビア戦争犯罪法廷の設立に関する助言を行うよう任命されました。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）、イラク高等法廷、カンボジア特別法廷（ECCC）と連携して活動し、現在は国際刑事裁判所（ICC）との協力にも取り組んでいます。2015年には、国連弁護士制度に関する諮問パネルのメンバーに任命され、同年、国際犯罪の証拠として裁判で使用するための映像証拠を携帯電話で記録するアプリケーション「eyeWitness to Atrocities」を立ち上げました。ロシアによるウクライナ侵攻以降、Ellis氏はIBAによるウクライナ支援活動を主導しており、その結果、ロシア政府による制裁対象となっています。また、ウクライナ大統領より、同国で最も栄誉ある国家勲章の一つである「功労勲章（Order of Merit）」を授与されました。最新刊『Five Pillars for Humankind』は、David J. Scheffer元駐米大使との共著で、今年Springer社より出版されました。また、外交問題評議会（Council on Foreign Relations）のメンバーでもあります。Ellis氏は、旧ユーゴスラビアへのフルブライト奨学生として2度選出され、フロリダ州立大学でJDおよびBSを取得したほか、ロンドン大学キングス・カレッジで国際法の博士号（PhD）を取得しています。。

Justin Esiobu

Third Secretary, Department of International Law and Legal Counteraction to Aggression, Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Kyiv

Esiobu氏は、ウクライナ外務省国際法・侵略対抗法務局の三等書記官を務めています。以前は、関連分野においてウクライナ司法省の主任専門官を務め、現在は、ウクライナのための国際請求委員会 (International Claims Commission for Ukraine) の設立および発展、ならびに凍結されたロシアの国家資産の合法的な利用に関する枠組みの構築に直接関わっています。また、ウクライナの国際的な説明責任メカニズムを支援するため、ラテンアメリカ、欧州、アフリカおよびインド太平洋地域の各国との幅広い国際的な連携にも取り組んでおり、最近ではキャンベラ、ウェリントンおよびヨハネスブルグでの活動にも関わっています。

Justin Esiobu氏は、ウクライナ・カトリック大学 (UCU) にて法学修士号 (LL.M.) を、V.N.カラジン記念ハルキウ国立大学にて法学士号 (LL.B.) を取得しています。また、

Tomoaki Ishigaki

Deputy Director-General, European Affairs Bureau and Ambassador, Special Representative for Central Asia, Caucasus and Guam, Ministry of Foreign Affairs of Japan, Tokyo

Tomoaki Ishigaki氏は、1994年にMinistry of Foreign Affairsに入省して以来、国際貿易、気候変動、人道支援、国連における条約交渉から、日本と米国・ブラジルとの二国間関係に至るまで、さまざまな二国間・多国間外交を担当してきました。

現職に就任する前は、Japanese Embassy in BrazilにおいてMinister and Deputy Chief of Missionを務めました (2024～2026年)。また、Embassy of Japan in Washington DCではCongressional Ministerを務めました (2021～2024年)。東京では、Director of the Economic Policy Divisionを務め (2020～2021年)、G7・G20首脳会合を含む日本の経済外交を統括しました。安倍晋三内閣の下では、Prime Minister's OfficeにおいてDeputy Cabinet Secretary for Public Affairsを務め (2018～2020年)、国際メディア対応およびパブリック・ディプロマシーを担当しました。

海外勤務としては、Japanese Mission to the United Nations in New York (2010～2013年) およびJapanese Embassy in Washington DC (1997～1999年) での勤務経験があります。

Amherst Collegeを卒業後、Ministry of Foreign Affairsに入省する前にUniversity of Tokyoで法律を学びました。また、2007年から2018年までKeio UniversityのDepartment of Lawで講義を担当しました。さらに、University of Tokyoで国際関係論を、Kyushu UniversityのGraduate School of Lawで国際環境法を教えました。

Ishigaki氏は、国際法、軍縮問題、貿易、気候変動政策に関する多数の学術論文を発表し、これらの分野に関する書籍にも寄稿しています。2023年には、米国議会をテーマとした著書『Understanding the US Congress: Its Function, Challenges and Prospects』を日本語で出版しました。2026年に出版された最新の著書『The World through the Eyes of the Global South: International Rule-Making and Diplomacy in Action』は、ブラジルでの経験をもとに執筆されたものです。

Oleksandr Karasevych

State Secretary of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Kyiv

1981年、ウクライナ・ハルキウに生まれ、ヘルソン州で育ちました。Yaroslav Mudryi National Law University (ウクライナ、2003年、lawyer) およびOsgood Hall Law School (カナダ、2009年、LLM) を卒業しています。

2003年にConsular Department of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraineに入省し、その後、Consulate General of Ukraine in Torontoにおいてconsular officerを務めました。

2009年にはAdministration of the President of UkraineのInternational Cooperation Departmentに移り、国際法に関する事項のほか、さまざまな二国間・多国間案件を担当しました。

2017年から2021年まで、フランス・ストラスブールにおいてDeputy Permanent Representative of Ukraine to the Council of Europeを務めました。

2021年にMinistry of Foreign Affairs of Ukraineに戻り、Director for International Organisationsを務めた後、Office of the President of Ukraineに移りました。同Officeでは、Directorate of Foreign Policy and Strategic Partnershipsを率いました。

2023年6月から2024年12月まで、Extraordinary and Plenipotentiary Ambassador of Ukraine to the Netherlandsを務めました。

2024年12月より、State Secretary of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraineを務めています。

登壇者略歴

Markiyan Kliuchkovskyi

Executive Director, Register of Damage for Ukraine, The Hague

Markiyan Kliuchkovskyi氏は、**ロシア連邦によるウクライナ侵略によって生じた損害登録簿 (Register of Damage Caused by the Aggression of the Russian Federation against Ukraine) **のエグゼクティブ・ディレクターを務めています。2023年7月1日、損害登録簿の参加国会議の第1回会合において同会議が指名したことを受け、欧州評議会事務総長により同職に任命されました。

エグゼクティブ・ディレクターとして、Kliuchkovskyi氏は損害登録を代表し、その業務を遂行しています。日々の業務においては、損害登録簿事務局の活動を監督・管理する責任を担っており、参加国会議および損害登録簿理事会に対して、実質面、技術面、行政面および組織面で必要な支援が提供されるよう、事務局と連携して取り組んでいます。

また、損害登録簿に関連するさまざまな事項や、請求および証拠収集のプロセスについて、関係する国内外の機関との調整を行っています。さらに、理事会に提出する請求案件を取りまとめ、損害登録簿への記録手続きを進める責任を担っています。そのほか、参加国会議で採択される損害登録簿の年間予算案の作成や、損害登録簿が受領した追加的な任意拠出金についての報告も担当しています。

Kliuchkovskyi氏は、国際法および紛争解決の分野において20年以上の経験を有し、これらの分野におけるウクライナを代表する弁護士の一として高く評価されています。タラス・シェフチェンコ記念キウ国立大学国際関係研究所にて国際法の学士号および修士号を取得し、さらにピッツバーグ大学ロースクールにて国際紛争解決分野のLL.M.を取得しています。

Dmytro Koval

Co-Executive Director, Truth Hounds, Kyiv

Dmytro Koval氏は、キエフ・モヒラ・アカデミーで国際法・欧州法の講座主任を務め、Truth HoundsのCo-Executive Directorを務めています。また、ウクライナ検事総長府の国際諮問評議会のメンバーでもあります。Koval氏は2010年にオデッサ法科アカデミーを卒業し、国際法の博士号 (PhD) を取得しています。スタンフォード大学、中央ヨーロッパ大学、ヤギェウォ大学およびポーランド科学アカデミー社会科学大学院で研究員を務めました。また、イエール大学、スタンフォード大学、ミシシッピ・カレッジ、ポリビアのサン・アンドレス大学、ベルギー王立アカデミー、ヤギェウォ大学、パナメリカーナ大学、チューリッヒ大学など、数多くの大学で客員講師を務めています。Koval氏は、ウクライナにおける国際人道法の履行に関する委員会のメンバーを務めています。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中国、ジョージア、カザフスタン、タジキスタンおよびウクライナにおいて、国際人道法 (IHL) および国際人権法 (IHRL) に関する活動に携わってきました。また、国際法のさまざまな側面について、欧州評議会、欧州議会、ユネスコ、ウクライナ外務省、文化省、検事総長府およびウクライナ国会議員に助言を行ってきました。2021年以降、Koval氏はユネスコ1999年議定書委員会においてウクライナを代表しています。また、2022年のノーベル平和賞を受賞した市民自由センター (Center for Civil Liberties) の理事を務めています。

Anton Korynevych

Director of the Department of International Law and Legal Counteraction to Aggression, Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Kyiv

Anton Korynevych氏は、ウクライナ外務省国際法・侵略対抗法務局局長を務めています。国際司法裁判所 (ICJ) に係属するジェノサイド条約適用事件 (Allegations of Genocide case) においてウクライナ政府代理人を務めており、また、テロリズムへの資金供与の防止に関する国際条約およびあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の適用事件においても、ウクライナ政府代理人を務めました。

Korynevych氏は、2011年にタラス・シェフチェンコ記念キエフ国立大学にて国際法の博士号 (PhD) を取得しています。

Yurii Lutovinov

Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Ukraine to Japan, Tokyo

Yurii Lutovinov氏は、2025年7月21日付のウクライナ大統領令によりAmbassador Extraordinary and Plenipotentiary of Ukraine to Japanに任命され、2025年9月23日より現職を務めています。

これまで、Embassy of Ukraine in JapanにおいてMinister-Counsellor (2015～2021年)、First SecretaryおよびCounsellor (2007～2012年)、Second and Third Secretary (1998～2004年)を歴任しました。2023年から2025年まで、Office of the President of UkraineのDepartment for European and Euro-Atlantic Integration, Division of European Integrationにおいて、Deputy Director-Generalを経てDirectorを務めました。2022年から2023年までは、Ministry of Foreign Affairs of UkraineのDepartment of State ProtocolにおいてDeputy Director-Generalを務めました。また、同省のDepartment of Asia-Pacific, Division of South-East Asia and OceaniaのDirector (2012～2015年)、およびThird Territorial Department, Asia-Pacific DivisionのFirst Secretary (2006～2007年)を務めました。

Ambassador Lutovinov氏は、Taras Shevchenko National University of KyivのFaculty of Foreign Philology, Department of Oriental Studiesにて学士号を取得 (1996年) し、Hennadiy Udovenko Diplomatic Academy of Ukraine, MFAにてforeign policyの修士号を取得しています (2006年)。また、Ryukoku University (京都) にてJapanese Language & Business Administration Coursesを修了 (1993～1994年) したほか、Netherlands Institute of International Relations “Clingendael” (ハーグ) のspecial courseを修了しています (1996年)。

Kate Orlovsky

Director, IBA ICC & ICL Programme, The Hague

Kate Orlovsky氏は、IBAハーグ事務所のディレクターおよびIBAのICC・国際刑事法プログラムのディレクターを務めています。

プログラム・ディレクターとして、Orlovsky氏は、国際刑事裁判所 (ICC) の関係者、締約国およびその他の関係者と協力し、ICCおよびその他の説明責任確保に向けた取組への協力と支援を強化しています。その目的は、ローマ規程体制を世界的に強化し、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略犯罪の被害者に対して、公正で効果的かつアクセス可能な司法を実現することにあります。

同氏の活動には、国内レベルでの関連法制の整備促進、ICCに対する効果的な監督体制に関する提言、ローマ規程上の犯罪に関する国内訴追のための法的枠組み、国際協力および普遍性の確保に関する助言提供などが含まれます。

Orlovsky氏は、国際司法分野に取り組む市民社会組織において豊富な経験を有しており、公正な裁判、ジェンダー司法および国際刑事法を中心に活動してきました。

ICCおよび移行期正義に関する多数の出版物を執筆し、各種講演も幅広く行っています。また、IBA ICC模擬裁判大会 (IBA ICC Moot Court Competition) の運営委員会委員を務めています。

Philipp Osten

Director, Center for International Criminal Justice and Professor at the Faculty of Law, Keio University, Tokyo

慶應義塾大学法学部教授 (国際刑事法・刑法)。日本初となる国際刑事法の講座を担当し、国際刑事法の研究・教育に幅広く携わる。国際刑事裁判所 (ICC) や東京裁判、国際犯罪の国内法化などに関する日・英・独の著書・論文多数。ベルリン・フンボルト大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程修了。法学博士 (Dr. jur.、ベルリン・フンボルト大学)。ドイツ弁護士。2003年慶應義塾大学法学部専任講師、准教授を経て2012年より現職。2026年に慶應義塾大学で開設された国際刑事司法研究所 (兼ICCアジア太平洋学術ネットワーク事務所) 所長に就任。

登壇者略歴

Irene Suominen

*Deputy, Accountability for Ukraine Unit,
Directorate General Human Rights and Rule of
Law, Council of Europe, Strasbourg*

Irene Suominen 氏は、現在、欧州評議会のウクライナ説明責任ユニット副責任者を務めています。以前は、ウクライナに対する侵略犯罪に関する特別法廷の設立に向けたコア・グループを支援する欧州評議会事務局の一員として活動し、同特別法廷の設立文書の起草プロセスに深く関与しました。

Suominen氏は、2016年以降、欧州評議会において国際公法分野の法律顧問を務めています。

それ以前には、欧州人権裁判所の弁護士として勤務したほか、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) ベルリン事務所および旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) でも勤務経験を有しています。

ドイツで弁護士資格を取得しているSuominen氏は、さらに、英国エセックス大学にて国際人権法のLL.M.を、フィンランドのトゥルク大学にてLL.M.を取得しています。

Isomi Suzuki

Past President, LAWASIA, Tokyo

鈴木五十三は、日本の弁護士であり、国際法および紛争解決において豊富な経験を有しています。2015年から2019年まで、日本弁護士連合会 (JFBA) を代表して国際法曹協会 (IBA) のCouncil Memberを務め、2013年から2015年まで、LAWASIA (アジア・太平洋法律家協会) 会長を務めました。

また、1998年から2005年まで国連補償委員会 (United Nations Compensation Commission: UNCC) のCommissionerを務め、2011年から2016年まで原子力損害賠償紛争解決センターの総括委員を務めました。

現在は、日本弁護士連合会「国際商事・投資仲裁及びADRに関するワーキンググループ」座長を務めています。

Kin-ichi Takahashi

*Vice President, Japan Federation of Bar
Associations, Tokyo*

高橋金一弁護士は、1989年に弁護士登録をして以来、福島県弁護士会に所属し、2026年度は日本弁護士連合会の副会長として、主に人権擁護大会、国際人権問題、災害復興支援、死刑廃止、総合法律支援本部等を担当しています。

日弁連のほか、高橋副会長は福島県弁護士会 (副会長: 2000年度、会長: 2010年度) 及び東北弁護士連合会 (会長: 2021年度) においても役職を歴任しました。

Jason Wu

Vice President, Taiwan Bar Association, Taipei

Jason Wu氏は、米国ノースカロライナ州ダーラムのデューク大学ロースクールにてLL.M.を、また、台湾・台北の国立台湾大学法学院にて法学士 (JD相当) および法学修士号 (LLM) を取得しています。台湾および米国ニューヨーク州の弁護士資格を有しています。主な取扱分野は、知的財産権、公共建設、政府調達、一般企業法務・商取引、クロスボーダー取引・投資および相続・資産承継計画です。

Wu氏は、台中および台湾における専門的知見とプロボノ活動への献身により、高い評価を得ています。これまで、台中弁護士会会長および台中市政府法務局局長を務めました。現在は、台湾弁護士会 (TWBA) 副会長および弁護士懲戒委員会委員長を務めています。また、世界各地の弁護士会との相互訪問や交流を促進し、台湾の法律専門家と国際的な法曹界との交流の発展にも積極的に取り組んでいます。

Kimitoshi Yabuki

*Co-Chair, Human Rights for the Future, Tokyo;
Honorary Life Member of IBA Council and
Association*

Kimitoshi Yabuki氏は、IBAの法曹問題委員会 (Bar Issues Commission)、資格認証委員会 (Credential Committee) およびアジア太平洋地域フォーラム (Asia Pacific Regional Forum) の元議長を務めました。

日本においては、2021年から2022年にかけて東京弁護士会会長および日本弁護士連合会 (JFBA) 副会長を務めました。その在任期間中、東京弁護士会はウクライナ・ロシア間の軍事紛争に関する会長声明を発表し、ロシアによるウクライナへの侵略を非難しました。

Yabuki氏は、日本弁護士連合会においても複数の委員会の委員長を歴任しており、直近では 国際活動・戦略に関する協議会 の議長を務めました。

これらの役職における豊富な経験に加え、弁護士として民間部門で競争法分野に携わってきた実績が評価され、Yabuki氏は最近、IBAの名誉終身会員 (Honorary Life Member) に選出されました。